

# ○久万高原町ボランティア団体助成金交付 要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会（以下、「協議会」という。）が社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会助成金交付規程（以下、「助成金規程」という。）に基づき、ボランティア活動を助成するための助成金交付事務に関する事項を定め、ボランティア活動団体助成金（以下、「助成金」という。）の適切な運用を確保するとともに、地域福祉の増進及び団体の自立性を促進することを目的とする。

## (助成対象団体)

第2条 協議会の助成対象となる団体（以下、「対象団体」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす団体とする。ただし、法人格を有する団体は対象団体としない。

- (1) 久万高原町内に所在し、久万高原町内でボランティア活動を行っているか、又はボランティア活動を目的とした団体の設立を予定していること。
- (2) 予算及び決算報告書が明確なこと。又はこれに類する企画書・収支計画等があること。
- (3) 政治・宗教・営利を目的としないこと。
- (4) その他、社会福祉法人久万高原町社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）が認めるもの。

## (助成事業)

第3条 助成の範囲は、前条に定める対象団体が次の各号に掲げるもので協議会の他の助成の対象となっていない事業を行うために必要とする経費とする。

- (1) 対象団体が実施する本来業務にかかる事業。ただし、収益的事業は除く。
- (2) イベント・研修等にかかる事業
- (3) 高齢者、障害者等の給食、配食、会食を行う事業
- (4) 対象事業を行うことを目的とした団体設立のために必要な準備経費、及び設立後、事業を継続するための経費。ただし、設立時に専ら収益事業を行うこと

を目的とする法人格を有する団体を除く。

(5) その他、会長が必要と認める事業

(対象外の経費)

第4条 前条に規程する経費のうち、次の各号に掲げる経費については助成の対象としない。

(1) 飲食、接待、寸志、心づけ、土産等の儀礼的・交際費的経費

(2) すでに終了した事業経費

(3) その他、会長が対象外とする経費

(助成限度額)

第5条 対象団体に交付する助成金の額は、第3条に規定する事業内容により予算の範囲内で会長が定めるものとし、助成限度額は下記のとおりとする。

2 第3条第1項第4号に規定する、対象事業を行うことを目的とし事業を継続するための経費（自主的な地域福祉活動事業として、年間6回以上のサロン活動等を実施している団体の継続的経費として光熱水費、会場使用料等を対象）の場合には、15,000円以内とする。

3 前項以外の第3条に規定する事業については、40,000円以内とするが、同条第1項第3号の事業については、一食あたりの助成金対象経費額を400円以内とし、いずれか少ない額とする。

4 助成金の申請は、前項及び前2項それぞれ1団体につき年間1件の申請を原則とする。

(助成期間)

第6条 第3条第1号から第3号に掲げる事業は、当該年度内に終了するものとする。

(助成金の交付手続き)

第7条 助成金の交付に関する手続は、原則として助成金規定によるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

この要綱は、平成22年1月27日から施行する。

この要綱は、平成22年3月10日から施行する。